

第3回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成28年11月2日(水) 午後1時30分～4時00分
場 所 下野市役所203会議室
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、飯野洋委員、水上美紀委員、
大木徳委員、園部小由利委員
欠席委員 小久保武委員、長光博委員、中林佳子委員
出席者 (総務部)
山中総務部長、清水総務人事課長、直井課長補佐
(健康福祉部)
小口健康福祉部長、落合こども福祉課長、木村課長補佐、川俣高齢福祉課長、
金田課長補佐
事務局 長総合政策部長、星野総合政策課長、古口主幹、猪瀬副主幹、館野主事
傍聴者 なし

○次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 会議録署名人の指名
 - (2) 行政評価市民評価事業ヒアリング
 - ① 公用車管理事業
 - ② 児童館共通事業
 - ③ 訪問型介護予防事業
 - (3) 全体協議
 - (4) その他
- 4 閉会

○開会

(事務局) 平成28年度第3回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

○あいさつ

(杉原会長) みなさん、こんにちは。本日もよろしく願いをいたします。

○議事

(1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 今回の会議録署名委員を指名します。本日は、飯野委員・水上委員にお願いいたします。

(2) 行政評価市民評価事業ヒアリング

(杉原会長) それでは、ヒアリングに入る前に、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日は、事前に10事業一覧表とヒアリング日程表、本日実施いたします

3事業のヒアリング資料・市民評価シート・市民評価参考シートを配付しております。事前配付の資料については本日お持ちいただいておりますでしょうか。お手元がない場合はお申し出ください。10事業のヒアリング日程については、庁内にて調整させていただきましたので、ヒアリング日程表のとおり実施させていただきます。事業ごとに市民評価シートを作成していただき、本日の評価シートについては、次回委員会時に回収させていただきますので宜しく願いいたします。本日のヒアリングの順番につきましては、次第に記載のとおり、①公用車管理事業、②児童館共通事業、③訪問型介護予防事業の順に各40分ずつヒアリングを実施いたします。なお、本日3事業すべてのヒアリングが終了しました後、30分程度全体協議のお時間を設けておりますので、宜しく願いいたします。以上です。

(杉原会長) 本日は、予め皆様にご案内いたしました、3件の事業についてのヒアリングを実施いたします。まず1件目は『公用車管理事業』についてでございます。それでは、担当の方からご説明をよろしく願いいたします。

①公用車管理事業

[総務部出席者自己紹介]

[総務人事課長から説明]

(杉原会長) ありがとうございます。以上ご説明いただきました。質問等何かございますでしょうか。

(園部委員) 廃車等により台数を減らしているということですが、新庁舎移転後についてはどのような基準で削減を進めていくのでしょうか。各課の使用頻度を確認しながら進めていくのでしょうか。

(総務人事課長) 平成26年度から28年度までは、公用車管理計画を立てて進めていました。新庁舎に移転したばかりであり、現状を確認しながら、来年度以降の削減計画を策定しようと考えております。本日、私も実際に公用車の稼働状況を確認してきましたのですが、空きが1台しかございませんでした。増車は考えにくい状況ではありますが、今後は、現状維持か減らす方向で管理計画を立てて進めていきたいと考えております。毎日の稼働率が100%に近い状況でありますので、逆にこれ以上減らすのは難しい状況でないかと私個人は思っております。

(関口委員) 今のお話に鑑みまして、稼働状況のデータは取っているのでしょうか。いつ、どの部署が利用しているのか等データがなければ、当然計画などは立てられないと思うのです。

(総務人事課課長補佐) 公用車の中に運航日誌をそれぞれ設置しております、利用者には毎回オドメーターキロ数と走行距離数を記入していただき、公用車ごとに年間利用距離数を把握しております。年間データの中で稼働率の低いものに関しては、更新計画の順位を高くしております。職員が利用しない車両を残しておいても効率性が悪いため、昨年度は、オークションに掛けさせていただいてワゴン車1台を減らしております。今年度におきましても、既に2台廃車にしており1台購入をしております。

- (大木委員) 将来の話ですが、老朽化による車両の買い替えよりもリースについてのお考えはあるのでしょうか。
- (総務人事課長) リースについて検討はさせていただいておりますが、購入とリースの費用を比較した際、12年まではリースが得だが、それ以上ですと購入した方が得であるとありまして、現在の車両の平均所有年数が16年であるため、今のところ購入しております。
- (総務人事課課長補佐) リースについては、市内に対応できる業者がないため、また、修理や部品交換などもリース会社が指定の業者でないとならないため、市内業者に任せられないという事情もあり、現在検討中とさせていただいております。基本的には、購入して最後まで乗りつぶすということになりますが、最終的にオークション等で売れる場合にはそちらで対応することとしております。
- (関口委員) 行ってすぐ戻ってくる場合もあるだろうし、仕事の内容によって使用状況がかなり違うと思いますが、一般企業では、もちろん条件などありますが、私有車を使うことが結構あります。燃料代を出しても、その方が格段に車両の維持費が安いと思われそうですが、そのような考えはないのでしょうか。
- (総務人事課課長補佐) 当市においても、市職員私有車公務使用規程がございまして、基本的には公用車利用としておりますが、公用車に空きがない場合や障害等により公用車の運転ができない場合などは、私有車を使用してもいいといった規定を設けております。
- (関口委員) 逆に、私有車を使用するよう奨励するような考えはないのでしょうか。
- (総務人事課長) 事故の場合を想定しますと、公用車の方が保険対応などカバーが可能であり、私有車ですと個人加入の保険での対応となってしまいます。
- (関口委員) 保険の条件も考慮し、私有車を活用させてはどうなのでしょう。
- (総務人事課課長補佐) 先ほどお話しさせていただいた市職員私有車公務使用規程の中で、保険に対する項目について記載してございまして、賠償額が対人保険については無制限、対物保険については1千万円以上の契約を結んでいなければならない、としております。また、事故を起こした場合には、その保険を使わせていただき、対応については、公用車の事故と同様に管財グループの職員が行うこととしております。これらの規定について周知をしておりますが、公用車が空いているのであればそちらを使いたいといった現状であります。
- (園部委員) 公用車の使用について運行日誌を付けているとありましたが、それを毎月確認するといったことはしているのでしょうか。
- (総務人事課課長補佐) 全90台のうち、64台を新庁舎に配備しており、その中で各課専属の車両約25台については、各課に確認をお願いしております。他の車両については、管財グループの職員で随時確認しております。
- (園部委員) 使用の仕方が正しいかどうかについても確認すべきであると思われそうですので、随時ではなく、適切に把握すべきと考えます。
- (総務人事課課長補佐) 今後そのように対応したいと思います。
- (杉原会長) リースのお話が出ましたが、リース契約はかなり問題が多いと聞いており

ます。消費者の契約の問題で、リース契約の中にいろいろな付帯契約・条件が付いており、結局高額になってしまうと弁護士から聞いたことがあります。リースの車両はないということでしたが、コピー機など、下野市でリース契約をしているものはありますか。

(総務人事課課長補佐) コピー機・印刷機については、リース契約としております。

(杉原会長) それは、購入よりはリースの方がコスト的に安いという計算のうえでのことでしょうか。

(総務人事課課長補佐) はい。

(杉原会長) そうしますと、先ほどの大木委員のお話にもございましたが、公用車においても、コスト的に安くつくようなリース契約方法や契約内容により、これは契約ですから業者との間でお互い詰めなければならないのかもしれませんが、リース契約はできるものなののでしょうか。

(総務人事課課長補佐) リース契約について、過去に業者と協議したことがありますが、リースの場合、修理の際は市外にある指定工場で修理することになるとのことでした。当市では、公用車を市内業者に割り当てて整備していただいております。リースの場合では、市内業者での修理ができなくなるため、頓挫した経緯がございます。

(杉原会長) 基本的には車両のリース契約そのものに問題があるわけではなく、技術的な問題と考えてよろしいですね。

(総務部長) 確かにリース等の考え方があるということで検討してまいりました。繰り返しになりますが、公用車を購入する場合にも、市内業者などにより入札を実施することで市内業者を育て、地元が潤い、また、公用車の管理を市内業者の中で依頼し市内業者に収入を得ていただく、そういった考え方も若干ございますので、私たちはそれらを全体で見たうえで管理しているということでご理解いただきたいと思います。

(杉原会長) それから、この事業を委員の方がお選びになった理由としまして、元東京都知事の問題があります。つまり、目的外使用でマスコミを賑わしたので、下野市ではそのようなことはないですよということ、そのためのチェック体制はどうなっているのかというのが、園部委員のご質問でありました。職員が空きさえあれば利用できるというのではなく、それにはルールやチェック体制がありますかといったご質問であります。いかがでしょうか。

(総務部長) 職員が公用車を借りる場合には、パソコンのシステム上で入力して、ICタグが入った名札でカギを出し入れし、そのチェックはすべてされておりますので、そこに不安はないと思われまます。

(杉原会長) 例えば、自宅や公園に寄ったりといったことはどうなのでしょう。

(総務人事課長) 確かに、貸し出しと戻しのチェックについては実施しておりますが、GPS等により実際の行き先までを把握するというところまでは行っておりませんので、ある程度は職員の信用といった部分になるだろうと思われまます。公用車ということで、当然ながら車体に『下野市』と大きく入っております。自宅等に寄ると一般の方の目に付くと思われまますので、ひとつの防御

になっているのではないかと思います。

(総務人事課課長補佐) 課長の説明のとおり、あくまで自己申告であり職員の信用に依るものではありませんが、公用車を予約するにあたり使用目的を記入することとしており、また、運行日誌には利用者等の他に行き先も記入していただいております。

(杉原会長) ありがとうございました。

(関口委員) 公用車を運転する専用の職員は何名いるのでしょうか。

(総務人事課長) 市長車と議長車で2名おります。

(園部委員) 運行日誌ですが、行き先によっては走行距離がある程度判断できるでしょうから、記入内容についてもチェックしていく体制があるのであれば、私たちの心配も軽減されますので、月単位でのチェックなどにより問題の有無など精査するのかなと思ひまして質問いたしました。

(総務人事課長) 現状でいえば、チェックするまでは実施しておりませんので、今後、抜き打ち検査等検討させていただきたいと思ひます。

(飯島委員) 市有バスの管理業務を民間に委託しているということですが、利用にあたっては総務人事課で把握しているのでしょうか。利用方法についてお聞きしたいのですが。

(総務人事課課長補佐) パソコン上で予約のうえ書面で申請していただくのですが、乗車名簿や行程表についても提出していただき総務人事課で把握しております。

(飯島委員) 利用できるのは、どういった団体でしょうか。

(総務人事課課長補佐) 社会教育団体や学校関係、消防団など市で認定する団体が主であります。市が主催する事業等で利用が可能です。例えば、公民館の事業でどこかのイベントに行く場合や、消防団の視察研修などは利用できますが、育成会のレクリエーションでどこかに行くといった場合はお断りさせていただいております。あくまでも、市職員が搭乗することとしております。

(飯島委員) 委託料の内訳としては、ほとんどが運転手への賃金と考えてよろしいのでしょうか。

(総務人事課課長補佐) 運転手賃料のほか、管理費・保険費など維持管理費として600万円掛かっております。

(関口委員) 今の話に関連することで、年間延べ344回の利用があったとありますが、3台を2台にした理由は何なのか、また、2台で344回ということであれば、2日のうち1日は1台空いているということですから、育成会や老人会などで使うなど利用できる範囲を拡大するというような考えはないのでしょうか。

(総務人事課長) 去年までは3台での運行ということで稼働率は1台約30%程度、1台廃車にしても残りの2台で賄うことが可能であるということで、1台を廃車にし、経費の節減に努めました。2台となり稼働率も上がりますので、他の団体までお貸しするのは難しいと考えます。

(総務部長) 民間のバス業者もございますので、そのあたり配慮しつつ、また、公務として職員が随行するものについて市有バスを利用することはよろしいのではないかと考えたうえで判断しております。団体の負担軽減のことを考え

てかどうか分かりませんが、市の公用バスというのは趣旨が違うとご理解いただきたいと思います。団体が安く簡易にバスを利用したいという趣旨と、市の持つ公用車の目的は区別しないといけないと考えます。

(杉原会長) 他に質問等ございませんか。行政の方でも、必要性・効率性など視点としてなかったものが質問の中で出てきたと思いますので、それら加味して事業推進をお願いしたいと思います。以上で、『公用車管理事業』についてのヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

②児童館共通事業

[健康福祉部出席者自己紹介]

[こども福祉課長から説明]

(杉原会長) それでは、どなたからでもご自由にご質問をお願いいたします。

(関口委員) 児童館と学童保育の関係を教えていただきたい。児童館の中に学童保育がある所と、児童館と学童保育が別々の所にあるものがあります。児童館併設の学童保育とその他の学童保育では、遊びなどの指導の有無などにより差があるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

(こども福祉課長) 学童保育室が併設している児童館は、南河内児童館・国分寺駅西児童館・国分寺西児童館・国分寺東児童館であります。学童保育室は別々に分かれておりまして、指導員も別々であります。

(関口委員) 児童館と学童保育室が併設されていない所には、児童館の職員が行って遊びを教えているのでしょうか。

(こども福祉課長) 学童保育室では、学童保育室専門の指導員が責任を持って子どもたちを看ております。児童館の職員とは別であります。

(関口委員) 学童保育室に来ている児童の他に、児童館を利用する人はいるのでしょうか。

(こども福祉課長) 利用者としましては、午前中は主に就学前の親子、午後は学校から帰ってきた子どもたちが利用しております。

(関口委員) どちらも放課後に子どもたちを遊ばせておく場所ということで、児童館と学童保育室の区別がどうしても分からないのです。一緒にはできないものなのでしょうか。

(健康福祉部長) 児童館と学童保育室は、制度的に全く別のものがあります。児童館に学童保育室が併設されている所とまったく別の所とありますが、これは合併前の旧町の考え方によって違っております。制度的には全く別でありますので、児童館の館長はあくまで児童館の館長であり、同じ場所にいても学童保育室の指導員はあくまで学童保育室の指導員でありますから、建物が一緒でも看ている人は異なります。学童保育室は、共働きなどで放課後親が看られない児童を預かる場所であり、児童館はそういったことに関係なく地域の子どもが自由に遊びに来られる所があります。国の制度的に全く異なりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

(園部委員) 児童館が5館ありますが、テーマなど児童館ごとに企画しているものなの

でしょうか。

(こども福祉課長) どの児童館でも、午前中は小さなお子さんを連れた親子が多く訪れることを想定し、親子教室を実施しております。

(園部委員) それは、全館で協議し共通のテーマで実施しているのでしょうか。統一されたものでない場合、児童館で同等のサービスが受けられないことになってしまうと思うのです。

(こども福祉課課長補佐) 児童館では子育て支援という同じテーマの下で親子教室を実施しております。児童館の館長が話し合って実施しており、親子教室の内容は多少異なりますが、未就学のお子さんとお母さんを対象にした支援内容は概ね同じであります。内容としましては、本の読み聞かせや子育て相談などではありますが、どの児童館でも同様に実施しております。午後は、18歳未満の児童が遊びに来ますのでフリーで遊ばせたり、小学生向けに遊びの教室を実施したりしております。国分寺駅西児童館などは公園が隣接しておりますので、児童館でボールやバドミントンを借りて遊んでいる子もおります。

(杉原会長) 昔、ドイツの児童館を見学したことがありまして、そのイメージが大きく残っておりますが、こちらの内容とだいぶ異なっております。ドイツではキンダーハウスというのですが、そこは子供の逃げ場所になっており、保育でもない、憩いの場でもない、親の相談を受ける所でもない、ネグレクトなど居場所のない子どもが逃げ込む施設でした。そこには幼児教育ドクターといった博士号をもった職員が1人2人おり、その他に学生のアルバイトが3人ぐらい常時おりました。日本では設備を整えたりきれいにしたり居心地が良い児童館になってはいますが、あちらの児童館は責任者はいるのですが、管理にあたっては厳格なルールを設けておらず、利用者は同じ18歳未満なのですが、館内の落書きが自由で、どこも落書きだらけであります。また、18歳くらいの子でしたが、隅の方でタバコを吸っていても、職員は注意しませんでした。理由は、注意すると外で吸うから、ここは逃げ場所だからここで許さないと外に行ってしまうからということでした。それが、キンダーハウス、児童館という名称でいくつも存在していました。ヒアリング資料の中にもありますが、児童館というと、コミュニケーションのお手伝いをしますとか、一人で抱え込まないで相談してくださいといった文言がございしますが、実態のことをお聞きしたいと思うのです。つまり、児童館が逃げ場所になっているのかどうか、もしくは、そもそも日本では児童館としてそういうことは想定していないのかどうか、そうであれば、子どもの逃げ場所・居場所づくりは下野市ではどこにどのように担保されるのかなといったことが知りたくて、この事業を選択いたしました。差し支えなければ、教えていただければと思います。

(こども福祉課課長補佐) 問題を抱えたお子さんやお母さんの相談等については、こども福祉課の保健師が関わって支援をしております。こども福祉課で児童館を管轄しており、また、正規職員もおりますので、そういった方が児童館を訪れた際には内容を聞きとり、こども福祉課の保健師と連携を取りながら

支援をしております。障がいのあるお子さんであれば、こども福祉課から社会福祉課に繋げたりと、児童館での相談内容を解決できるところまでお繋ぎするよう、内部で対応させていただいております。

(杉原会長) いくつか児童館があって、どれもきれいにしており、今の話のような丁寧な対応をしているということは理解できるのですが、引きこもりやネグレクトされた子どもたちの逃げ場として本当に使用している児童館がひとつでもあるのでしょうか。つまり、そこへ行けば、福祉の専門家もいて、いろいろな人が即座に対応してくれるというのは分かるのですが、私が言っているのは、そういった対応を嫌う子どもがたくさんいるということです。その子たちが逃げ場として使い、そこでは落書きなどいろいろ起きているのですが、そういった場所がひとつぐらい考え方としてあってもいいのかなと思います。きれいに整理されて対応されているのはとてもよくわかりますので、健全なお子さんにとっては安心できる場所なのでしょうが、ネグレクトの子が児童館に飛び込んでくるというようなことが、事例としてはあるのでしょうか。

(こども福祉課長) 逃げ場として使われるようなことはございません。ネグレクトの心配があるお子様については、保育所や学校などから連絡を受け、保健師が対応し、場合によっては児童相談所という体制となっています。

(杉原会長) そういう所がドイツには多いということで、今後お調べになっていただければと思います。

(水上委員) 児童館運営委員会の構成はどういう方々なのでしょう。また、事業費のほとんどが賃金であります。賃金は館長など正規の職員分は含まず、臨時職員分のみということでしょうか。そして、その方々は、学童保育には関わっておらず、児童館の職員として勤務している方の賃金であるという理解でよろしいのでしょうか。

(こども福祉課長) 運営委員会の委員につきましては、12名以内ということで、構成については、小学校校長・PTA会長・主任児童委員・利用者代表の4区分から複数名ずつ選出させていただいております。賃金につきましては、正規職員の分は入っておりません。あくまで臨時職員の賃金ということで、児童館勤務の臨時職員と児童館に併設された学童保育室勤務の指導員の賃金であります。児童館に併設されていない学童保育室の指導員の賃金は含まれておりません。

(飯野委員) 児童館は地域の子どもたちが誰でも使える所で、公共性100%ですから負担がなく使える。そして、学童保育室は共働き等で親が看られない子どもたちが一定の時間内で預かってもらえる所で、保育料など負担をいただいているという考え方でよろしいのでしょうか。そうしますと、事業目的では、初めに『児童館は、』とあり、最後は『学童保育を実施している。』という文章になっておりまして、ご説明の内容と一致していないのはなぜでしょうか。また、その他の財源のところですが、児童館の財源として、学童保育料の充当という文言があります。これでは、児童館の事業費のうち、国と県から3分の1ずついただいて、その他として学童保育料を児童館の

方に充当していると読めます。ということであれば、学童保育として負担している保育料が、児童館運営費に充てられていることとなります。いかがでしょうか。

(こども福祉課課長補佐) この事業費の賃金は、児童館勤務の臨時職員分と、児童館併設の学童保育室勤務の指導員分がございまして、国県補助金と学童保育料につきましても、学童保育室指導員の賃金に充当しております。伝わりづらい表現でありましたが、あくまで学童保育室への充当ということになります。

(飯野委員) 先ほどの説明だと、児童館と学童保育は全く別の職員が担当しているというお話でしたが、ヒアリング資料では一緒であるように思えますので、一般の方、特に保育料を負担している方から誤解されるのではないかと思います。

(こども福祉課長) 事業名には『児童館共通事業』とありますが、この他に各児童館で個別の事業があり、各事業の個別経費も計上しております。また、児童館併設ではない学童保育室においても同様に、個別に事業として上げており、経費を計上し学童保育料等充当しております。この事業は共通事業としており、児童館に併設している学童保育室がありますので、そちらの経費についても計上し、その部分に利用者負担としての学童保育料の充当をしているということになります。

(飯野委員) つまり、児童館では学童保育は実施しないということなのですね。書き方の問題かもしれませんので、あとで訂正していただければと思います。

(大木委員) 児童館5館の中で、学童保育室を併設しているのはどこなのでしょう。

(こども福祉課長) こどもの広場いしばし以外の児童館です。

(大木委員) 基本的な考え方として、児童館と併設した学童保育室と、学校の敷地内もしくは隣接した学童保育室と、市としてはどちらが良いのですか。

(こども福祉課長) 学童保育については、共働き家庭等の小学生の下校後の居場所ということで、移動・安全面など考慮しますと、学校に近い方が良いと思います。

(大木委員) やはり、学童保育というからには、学校の敷地内や近隣にあった方がよいのではないかと思います。児童館と学童保育室の併設による運営上の問題等はあるのでしょうか。

(こども福祉課長) 別々に指導員等がおりますので、特に問題等はございません。

(健康福祉部長) 学童保育室に対して、合併前の旧町によるそれぞれの考え方があったため、旧国分寺町は児童館併設を進めていた経緯がございます。旧南河内と旧石橋町は学校近隣に設置しておりました。合併後ひとつに統一することは難しいので、基本的には踏襲しているのですが、児童の増加や建物の老朽化による改修・移転等のタイミングでは、学校施設内もしくは隣接で学童保育室を極力設置しようと考えています。近隣市町を見ますと、学校の空き教室の利用や敷地外の所、隣接した所といろいろあるのですが、市としては、極力学校敷地内が望ましいと思っております。国分寺東児童館にも学童保育室が併設しているのですが、利用児童の増加で狭くなってきまして、国分寺東小学校の敷地内に学童保育室建設に向けて進めており

ます。

(関口委員) 児童館だより11月号をみると、児童館によって実施している行事に大きく差があります。これでは公平ではないと思います。

(こども福祉課長) スペースの都合上掲載していませんが、実際にはどの児童館でも記載行事の多い南河内児童館と同様の事業を実施しております。

(関口委員) そうであれば、見る人が困るであろうし、裏面も空いているのですから記載した方がいいと思います。

(水上委員) 質問ではないのですが、私は下野市に越して来ており、近くに親戚・知り合いがほとんどいない中での子育てはとても不安でありました。南河内児童館の方には、いろいろ子育ての相談に乗っていただいて本当に助けられました。家庭の他で、子どもと一緒に居られる居場所として、相談もしていただけるし、そばには公園もあり、午後は学童保育が併設されているため、児童と一緒に遊んでくれたりしました。全然知らない土地で児童館が頼りであり、本当に助けていただいた体験がございますので、学童保育の子どもたちが児童館にいたということも、個人的な意見ですが、よかったのではないかなと思っております。我が子も、幼稚園から帰ってきた後児童館に行ったら、卓球など小学生に遊んでもらったということもあり、とてもありがたいことでありました。健全な子どもを育てることができたということで、児童館にはとても助けていただいたと思っておりますので、ここで述べさせていただきます。

(杉原会長) 素晴らしい締めをいただきました。それでは、お時間でもありますので、よろしければヒアリングを終わりにしたいと思います。

③訪問型介護予防事業

[健康福祉部出席者自己紹介]

[高齢福祉課長から説明]

(杉原会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご質問お願いいたします。

(飯島委員) ヒアリング資料の一番下に、29年度の事業ごとに金額が入っておりますが、これは負担金のことでしょうか。

(高齢福祉課長) 利用見込み人数により算出しました給付費であります。

(健康福祉部長) 平成28年3月末現在で、本市には、65歳以上の第1号被保険者が約13,500名いらっしゃいます。そのうち、要支援1から要介護5までの要介護認定を受けている方が2,124名おり、約16%が要介護認定を受けている状況であります。そのうち、「要支援1」は約200名、「要支援2」は約270名であります。この中から、訪問型介護予防事業を利用する人数を想定し算出しております。

(関口委員) これは市の負担ですか。

(健康福祉部長) 市だけではなく、国・県・保険料からの負担であります。ヒアリング資料に記載のある事業ごとの金額は総給付費であり、サービスを提供する事

業者に支払う金額であります。保険料を市が集め、国・県からの負担金が市に来ます。サービスに1万円が掛かった場合、本人が事業者に1千円を支払い、市は9千円を事業者を支払います。その市の支払額を事業費として計上しております。

(関口委員) 訪問型サービスは理解できましたが、一般介護予防事業について質問させていただきます。一般介護予防事業ということで5事業記載してありますが、現在、市で実施している事業はこれだけなのでしょうか。転倒骨折予防など公民館の事業で行なっているものが記載してありますが、この他にもゆうゆう館でやっている高齢者の筋力アップの体操などがあり、それはなぜこの中に入れられないのですか。

(健康福祉部長) 一般介護予防事業において市町村に裁量があり、市町村独自の事業と説明しましたが、これはあくまでも国の介護保険制度でございますから、国が示したガイドラインに合致する事業をリストアップしたものです。それに合致しなかった事業は、例えばきらら館のトレーニング事業も介護予防そのものでありますが、一般会計で持ったりしております。健康増進事業で持ったり、生涯学習の分野でも介護予防の視点からのものも多いし、ここだけでなく市全体でいろいろな事業を行っております。

(関口委員) 小山市のいきいきふれあいセンターでは、65歳以上の方が50人くらい集まって、地域の公民館で元気に活動しています。市の歌を歌って、市の体操をして、ダンスをしたり、私も呼ばれて行きましたが、とても活気にあふれております。下野市にも地域ふれあいサロンを12団体が実施していると思いますが、一般介護予防事業の目玉事業にはできないのでしょうか。

(健康福祉部長) 我々としましても、ぜひ地域ふれあいサロン事業をここに位置付けたいのですが、下野市の現状では月1・2回程度の開催でありますので、位置付けられない実情がございます。そのため一般会計で実施しておりますが、それが週1・2回の開催ができる体制等が整えば、ここに位置付けたいと思っております。

(杉原会長) この一般介護予防事業というものは、どんな事業を行うということが決められているわけではなくて、予算が決められていて、どのような事業をするかというのが、各自自治体の自由裁量ということですね。一般介護予防事業の予算が決められており、枠を広げても手薄となってしまう。高齢者の介護予防に比較的必要な事業をピックアップして、これだけ選び出したと理解してよろしいわけですね。その他にも、関口委員がおっしゃられたとおり、いろいろな事業もあるということなのではと思いますが、内容はいつ、どういった時点で変更されるのでしょうか。何年くらいのタイムスパンで考えているのでしょうか。

(高齢福祉課長) 今日示したものは今年度の事業であり、今後の実施状況や参加状況にもよりますが、また、新規の事業で相応しいものがございましたら、その都度替えていきたいと思っておりますが、来年度継続するものもございまして。一般介護予防事業が普及されれば、今後、介護保険料を抑えることも可能と

なりますので、充実させていきたいと思えます。

(健康福祉部長) 改正後の介護保険制度の中で地域支援事業とありますが、ここに使える金額は決まっております、給付費の約3%が上限となっております。その枠の中で、介護予防・日常生活支援総合事業も、包括的支援事業も、任意事業も実施するという事で、自ずとどの事業も限られた財源の中で実施していくこととなります。しかし、ここがたいへん重要で、要介護認定は16%で100人中16人であり、ほとんどの方が元気でありますので、その方々が要介護とならないようにしていくということが一般介護予防事業であり、如何に経費を掛けずに充実させていくかが、市町村の知恵の絞りどころであります。

(杉原会長) 他にご質問ございますでしょうか。よろしければ、ここで閉めさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 全体協議

[特になし]

(4) その他

(事務局) 本日の会議録については、調整次第、配付させていただく予定です。内容等をご確認のうえ訂正等についてはご報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日配付させていただきました緑色の封筒ですが、11月10日の次回委員会の開催通知及びヒアリング3事業の資料と第2回委員会会議録を入れております。会議録の修正報告につきましては、11月7日(月曜日)までとしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○閉会

(事務局) 以上をもちまして、第3回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員